

イメージデータで提出可能な添付書類 (相続税申告)

イメージデータ（PDF形式）による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。

なお、添付書類の名称は、例示として掲げているものであり、送付する添付書類の名称が相違している場合であっても類似するものであれば、イメージデータにより提出することができます。

また、この一覧は、令和4年4月1日現在の法令に基づくものです。

I 法令上提出する必要がある書類

主な項目	添付書類の名称
1 e-Taxによる提出ができない申告書	e-Taxにより提出ができない申告書（以下「e-Tax未対応申告書」という。）は、イメージデータでの提出を可能としております。 e-Tax未対応申告書は「 相続税申告等のe-Tax提出方法一覧 」によりご確認ください（イメージデータにより提出が可能な帳票は、「PDF」と表示しています。）。
2 一般の場合（3～5の特例等の適用を受けない場合） （相続税法第27条）	次のいずれかの書類 (1) 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの） (2) 図形式の法定相続情報一覧図の写し（子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限り、） なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。
3 相続時精算課税適用者がいる場合 （相続税法第27条）	①上記2に掲げる書類 ②被相続人の戸籍の附票の写し（※） ※ 相続開始の日以後に作成されたものに限り、
4 配偶者の税額軽減の適用を受ける場合 （相続税法第19条の2）	①上記2に掲げる書類 ②遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ③相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの） ④申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合）
小規模宅地等の特例の適用を受ける場合 （租税特別措置法第69条の4）	【共通】 上記4に掲げる書類
5	<p>【特定居住用宅地等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族又は被相続人と生計を一にしていた親族が、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合 ・被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己等の所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合 ・被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合 <p>特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類 ※ 特例の適用を受ける人が被相続人の配偶者である場合又はマイナンバー（個人番号）を有する者である場合には提出不要です。</p> <p>①相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類（※） ②相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 ③相続開始の時に自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類 ※ 特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する者である場合には提出不要です。</p> <p>①被相続人の戸籍の附票の写し ②介護保険の被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写しなど ③施設への入所時における契約書の写しなど</p> <p>【特定事業用宅地等】 ※ 特定事業用宅地等が一定の郵便局舎の敷地の用に供されている場合に限り、</p> <p>総務大臣が交付した証明書</p> <p>【特定同族会社事業用宅地等】</p> <p>①法人の定款の写し ②法人の発行済株式の総数（又は出資の総額）及び被相続人等が有するその法人の株式の総数（又は出資の総額）を記載した書類でその法人が証明したもの</p> <p>【貸付事業用宅地等】 ※ 貸付事業用宅地等が平成30年4月1日以後に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものである場合に限り、</p> <p>過去4年分の所得税青色申告決算書（不動産所得用）の写しなど被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類</p>

Ⅱ I 以外で提出をお願いしている書類

主な項目	添付書類の名称
1 申告書作成時の検討内容を確認する書類	①相続税の申告のためのチェックシート ②税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕
2 相続財産の分割等に関する書類	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し（配偶者の税額軽減などの適用を受ける場合には、法令上提出する必要がある書類となります。）
3 財産の評価に関する書類	①取引相場のない株式（出資）の評価明細書 ②上場株式の評価明細書 ③登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書 ④土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 ⑤配偶者居住権等の評価明細書 ⑥一般動産及び船舶の評価明細書 ⑦定期借地権等の評価明細書 ⑧市街地農地等の評価明細書 ⑨山林・森林の立木の評価明細書 ⑩特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の評価明細書 ⑪営業権の評価明細書 ⑫定期金に関する権利の評価明細書 ⑬信託受益権の評価明細書 ⑭実測図等の写し（地形図の分かるもの） ⑮評価方法の明細（その他の財産に係る評価）
4 相続税額の2割加算が行われる場合	①遺言書の写し ②贈与契約書の写し

Ⅲ I・II以外で提出が可能な書類(添付書類は例示)

主な項目	添付書類の名称
1 不動産に関する書類	①所有不動産を証明するもの(固定資産税評価証明書、登記事項証明書等)の写し ②賃貸借契約書の写し ③小作に付されている旨の農業委員会の証明書の写し など
2 事業(農業)用財産に関する書類	資産・負債の残高表の写し など
3 有価証券に関する書類	①証券、株券、通帳又はその預り証の写し ②配当金支払通知書(保有株数表示)の写し など
4 現金・預貯金に関する書類	①預貯金・金銭信託等の残高証明書の写し ②預貯金通帳の写し など
5 家庭用財産に関する書類	評価に当たって参考とした資料
6 生命保険金等に関する書類	①保険証券の写し ②支払保険料計算書の写し など
7 退職手当金等に関する書類	取締役会議事録の写し など
8 立木に関する書類	①立木証明書の写し ②森林経営計画書の写し ③森林簿の写し ④森林組合等の精通者意見の写し など
9 その他の財産に関する書類	①借用証の写し ②会員証(券)の写し ③賃貸借契約書、通帳、領収書(控)の写し ④損害保険契約に係る保険証券の写し ⑤損害保険契約に係る支払保険料計算書の写し ⑥車検証の写し など
10 債務に関する書類	①納付書の写し ②納税通知書の写し ③請求書の写し ④手形の写し ⑤賃貸借契約書の写し ⑥相続権利放棄申述の証明書の写し など
11 葬式費用に関する書類	①領収証の写し ②請求書の写し など
12 生前贈与財産の相続財産への加算に関する書類	①贈与証書の写し ②預貯金通帳の写し ③「教育資金」又は「結婚・子育て資金」の一括贈与に係る管理残額の写し など
13 財産の評価に関する書類	①土地の賃貸借契約書の写し ②住宅地図の写し ③固定資産税評価証明書の写し ④納税通知書の写し ⑤不動産売買契約書の写し ⑥土地の現況写真 など
14 小規模宅地等の特例の適用を受けるときに居住用の部分と貸付用の部分がある場合	賃貸借契約書の写し など
15 障害者控除額がある場合	障害者手帳の写し など

※法令により『登記事項証明書(不動産及び商業・法人)』の添付が規定されている手続については、申請者が記載等により必要事項を税務署等に提供する場合、登記事項証明書の添付を省略することができます。詳細は [こちら](#) のページをご覧ください。